

豊橋市保護施設等衛生管理体制確保支援等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市保護施設等衛生管理体制確保支援等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、別表に掲げる施設及び事業所（以下「保護施設等」という。）が、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るために行う事務又は事業の実施に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、愛知県生活保護業務体制等確保支援等事業実施要綱第4条第2項ア「保護施設等の衛生管理体制確保支援事業」に基づく、新型コロナウイルス感染症対策として実施するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策のための別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額を交付する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金申請額算出内訳書（様式第1）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業を行った者は、補助事業等実績報告書（規則様式第5）に次に掲げる書類

を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業精算書（様式第2）
- (2) 事業内容の確認ができる資料（領収書等）
（暴力団等の排除）

第9条 市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。また、交付決定後に次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日に廃止する。

別表

対象となる施設及び事業所 （保護施設等）	補助対象経費
救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所	事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助及び交付金